

千 赤 教 第 1720 号  
令和 5 年 2 月 1 5 日

千早赤阪村立学校保護者の皆様へ

千早赤阪村教育委員会

## 卒業式における村立学校の対応について

梅花の候 保護者の皆様におかれましては、平素より本村の教育活動へご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

文部科学省からの通知にともない、令和5年2月13日、大阪府教育委員会より卒業式に係る内容の変更依頼がありました。

つきましては、村立学校における卒業式におけるマスクの取扱いについては、下記の通り対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 記

- ① 児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
  - ② 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ（別れの言葉など）」を実施する時は、一定の感染症対策を講じた上で実施いたします。
  - ③ 来賓や保護者等はマスクの着用をお願いいたします。保護者等の参加人数の制限はいたしません。
- 感染者に関するうわさ等、風評被害による偏見や差別が生じることのないよう、また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見がないようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 千早赤阪村教育委員会  
TEL 0721-72-1300